平成２１年（フ）第１６５号
愛媛県宇和島市本町追手２丁目３番４号
ラ・メール坂本403号室
債務者　中野　秀子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１６７号
愛媛県西予市明浜町田之浜甲745番地第１上中方
債務者　上橋　広美
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第６８号
熊本県鹿本郡植木町植木216番地
債務者　鶴永　美砂
1　決定年月日時　平成21年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２１年（フ）第１２５４号
北九州市小倉南区東貫３丁目10番16号野黒美照則方
債務者　西川　　隆
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１２８９号
福岡県中間市中鶴２丁目８番56号
債務者　長濵　夏子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３０８号
北九州市小倉北区熊本１丁目２番９号
債務者　大羽　賢二
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１３０９号
北九州市小倉北区熊本１丁目２番９号
債務者　大羽　廣子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月４日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第１０７号
福島県白河市東釜子字鹿島山９番地、前住所福島県郡山市安積町日出山字大洲河原109番地コーポ寿222号
債務者　芳賀　則夫
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月５日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２１年（フ）第９１４号
北九州市門司区藤松２―10―８
債務者　藤永　豊春
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第９１５号
北九州市門司区藤松２―10―８
債務者　藤永　幸子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（フ）第３０７号
青森県弘前市大字植田町36番地　明本アパート２号
債務者　齊藤　和子
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第３２１号
青森市浪岡大字浪岡字平野30番地14
債務者　織田　良一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月９日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２１年（フ）第２３５号
松江市比津が丘４丁目１番１―702号
債務者　潮　　卓也
1　決定年月日時　平成21年11月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
松江地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１０１号
山形県飽海郡遊佐町遊佐字松葉１番地の９
債務者　菅原　浩美
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１０８号
山形県酒田市東大町３丁目23番地の55市営大町第１アパート142号、前住所山形県酒田市亀ケ崎１丁目６番21号
債務者　今田　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第１０９号
山形県東田川郡庄内町余目字猿田24番地７、前住所山形県最上郡戸沢村大字古口3001番地の20
債務者　伊藤　立也
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２１年（フ）第２１８９３号
石川県金沢市米泉町８丁目14―102
債務者　楠　　勇治
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月２日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部